

## 地域医療の充実及び健康づくりの推進に関する連携協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と武田薬品工業株式会社（以下「乙」という。）とは、地域医療の充実及び愛媛県民（以下「県民」という。）の健康づくりの推進に関する取組みに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、第2条に規定する連携事項を通じて、愛媛県内における地域医療の充実及び県民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) 医療政策の動向や全国の先進事例等の情報提供に関すること。
- (2) 各種疾患に関する正しい知識の普及啓発及び健康づくりの推進に関すること。
- (3) その他、甲乙が合意する、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項の規定による連携事項の実施時期、実施方法等具体的な内容については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

3 甲及び乙は、本協定に基づく事業が、乙の製品のプロモーション、その他甲と乙との取引関係を獲得し、維持し、又はそれらの見返りとする目的で実施されるものではないことを確認する。

### （定期協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の在り方及び相互の役割の明確化その他前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、本協定に基づき実施した取組み及び最新の情報等について、1年に1回、定期的に協議を行うものとする。

なお、当該協議に係る会議の日時、場所及び具体的なテーマ等については、甲乙間で協議して定めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施に当たり知りえた相手方の秘密及び個人情報を、相手方の承諾を得ずに、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定に規定する目的以外の目的に利用してはならない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### （協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、変更するものとする。

### （反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び今後も次の各号のいずれにも該当せず、またいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。（但し、反社会的勢力でなくになってから5年が経過している場合は除く。）
  - (2) 反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共生者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、又は反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、又は有していたこと。（但し、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。）
  - (3) 反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又は経営に反社会的勢力が関与していること。
  - (4) 相手方当事者に対して、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
  - (5) 直接又は第三者を介して、相手方当事者についての風説を流布し又は相手方当事者に対して偽計若しくは威力を用いて、信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと。
  - (6) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- 2 甲及び乙は、前項に対する違反が判明した場合、又は違反が生じるおそれがある場合、直ちにその旨を相手方当事者に書面で報告するものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方当事者が前二項の規定に違反したときは、前条の規定にかかわらず、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本協定を解除することができる。
- 4 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

### （疑義の解決）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月23日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 保健福祉部

部長 菅 規行

乙 東京都中央区日本橋本町2丁目1番1号

武田薬品工業株式会社 流通・地域アクセス統括部

部長 藤巻真弘